

令和5年6月22日

近畿運輸局長殿

舞鶴水先区水先人会
会長 高橋 喜彦

令和4年度事業報告書

標記に付き、水先人会会則第4条（事業）、及び第17条（総会の議決事項）規定により、下記のとおり報告します。

記

令和4年度の事業内容に関する事項：

1) 水先業務実績（除・類似行為）

① 令和4年4月1日～令和5年3月31日：176隻（前年度比35隻減）1,056マイル

② コロナ感染症の影響により今年度も昨年度に続き、外航クルーズ船の舞鶴寄港は全てキャンセルとなった。

また、昨年2月より始まったロシアによるウクライナ侵攻が長期化し世界的な物価高騰、景気後退の影響により物流が減少した模様。

2) 会議その他への出席：別紙一覧表参照

① 日本海海難防止協会主催の「若狭湾錨泊船安全対策委員会」に出席(6月22日,11月9日)

② 水先人会定期総会（第1回及び第2回）開催。令和4年7月より副会長廃業の為不在。
令和5年3月28日の第2回総会にて新人の川尻会員を副会長に選任。

③ 昨年度より延期されていた「国際埠頭物流センター起工式」に会長出席。

3) 令和4年重点目標について

令和4年度当初に掲げた重点目標に関して実施された事業として、

① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会員の新型コロナワクチン接種の実施、水先業務時の感染防止対策（マスク着用、手袋、手指消毒等）を厳正に実行し、感染者の発生を阻止。年間を通して滞りなく水先業務体制を維持することが出来た。

② 顧客(船主・船長並びに荷主関係者等)の信頼に応え得る水先業務の遂行の為、技能向上を図る等の施策を厳正・確実に実施。(全会員が、PPUを活用)

- ③ 令和4年4月より会員1名が、病気入院し同年7月に廃業した為、専属水先人が1名体制となったが、2人乗りの大型船入港時は、日本水先人会連合会に支援水先人の派遣(スポット型)を要請し、水先業務は、滞りなく実行された。
- ④ 昨年9月～本年2月末までは、同連合会を通して大阪湾水先人会の水先人に滞在型の派遣支援を要請し、新規水先修業生の指導、教育並びに会務への協力を受け、弊会の水先業務運営を高品質に維持する事が出来た。
- ⑤ 長年延期されてきた曳船会社との合同会議を開催し、入出港時の曳船作業、水先人の送迎並びに乗下船について、安全確認及び意見交換を行った。
- ⑥ 引受窓口業務の円滑な実施 及び 事務所運営に関わる経理事務の明朗化の促進。
 - ・ 昨年5月に恒例の公認会計士による会計監査を受検、特段の指摘事項はなかった。

4) 適正化事業

- ① 会員の水先業務検証を本年1月に実施、検証項目について特段の指摘はなかった。
- ② 水先業務開始前のアルコール濃度計測及び検温は会員各自が、送迎タグに乗船前に実施し各々結果を合同事務所のノートに記録している。
- ③ 連合会による健康診断を毎年3月～5月に実施し、診断結果を会長が保管し、全会員の健康管理、健康促進に努めている。(新型コロナワクチンは全会員が、5回目の接種を終了している。)

5) 水先人の養成関連事業

- ① 本年度は、水先修業生が昨年9月～本年1月までの間、実務修習を実施。
今回は、滞在型派遣支援で来て頂いた大阪湾水先人会の水先人により、大手水先区の標準的な指導、教育をして頂き、高品質な指導教育が実施出来た。
- ② 同水先修業生は、新規一級水先人となって令和5年3月1日に弊会に入会した。
同会員は、1カ月間の新人実務研修を終えて、4月より単独業務を行っているが、今後も未経験船種及び岸壁については、実務研修を実施予定である。

以 上。